

社会福祉法人雪国ボランティア 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人雪国ボランティア（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、出席等活動実績に応じて、次のように報酬等を支給する。

(1) 理事及び監事には、当該年度末最終の理事会当日に支給する。

(2) 評議員には、会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会当日に支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額とする。

(2) 職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給について)

第 4 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給額)

第 5 条 役員等に対する報酬等は、年額報酬と別に当該会議出席の都度、日当を支給する。

2 報酬等並びに日当は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 交通費は、順路によってこれを計算し、路程実費を支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第五十九条の第二項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

なお、社会福祉法人雪国ボランティア役員の報酬に関する規程並びに社会福祉法人雪国ボランティア役員費用弁償に関する規程は、廃止とする。